

介護保険サービス事業所 職員の皆様へ

処遇改善手当の支給

2024年4月1日より1年間
毎月のベースアップ分（給与日支給）

当法人では、2024年度介護職員処遇改善加算の申請を行います。

今年度は、昨年度と同等の金額を処遇改善手当として支給します。

また、2025年3月までに処遇加算の報酬残額に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2024年4月1日から2025年3月31日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

支給金額について

- 1, 処遇改善手当（調整手当2, 3）
介護職員 264,000円（月額22,000円）
その他職員 102,000円（月額8,500円）
- 2, ベースアップ等支援手当（調整手当4, 5）
介護職員 84,000円（月額7,000円）
その他職員 24,000円（月額2,000円）
- 3, 処遇改善支援手当（調整手当6, 7）
介護職員 48,000円（月額4,000円）
その他職員 24,000円（月額2,000円）

介護保険制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2024年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 大代 貴輝

介護保険サービス事業所 職員の皆様へ

特定処遇改善手当の支給

2024年4月1日より1年間
6・12・3月の年3回に分けて支給

当法人では、介護職員等特定処遇改善加算の申請を行います。

下記の金額を特定処遇改善手当として支給します。今年度は、2024年6月・12月、2025年3月の3回に分けて一時金として支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で
2024年4月1日から2025年3月31日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

支給金額について

- 1、介護福祉士等の資格を持ち法人在籍10年以上の方
216,000円（月額 18,000円）
- 2、その他の介護職員の方（法人在籍10年未満）
108,000円（月額 9,000円）
- 3、その他の職員の方
54,000円（月額 4,500円）

※6月・12月・3月の支給金額については、別途お知らせいたします。

介護保険制度による支給と、必要に応じて法人の自己資金から支給しています。
経営環境は厳しく、財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2024年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 大代 貴輝